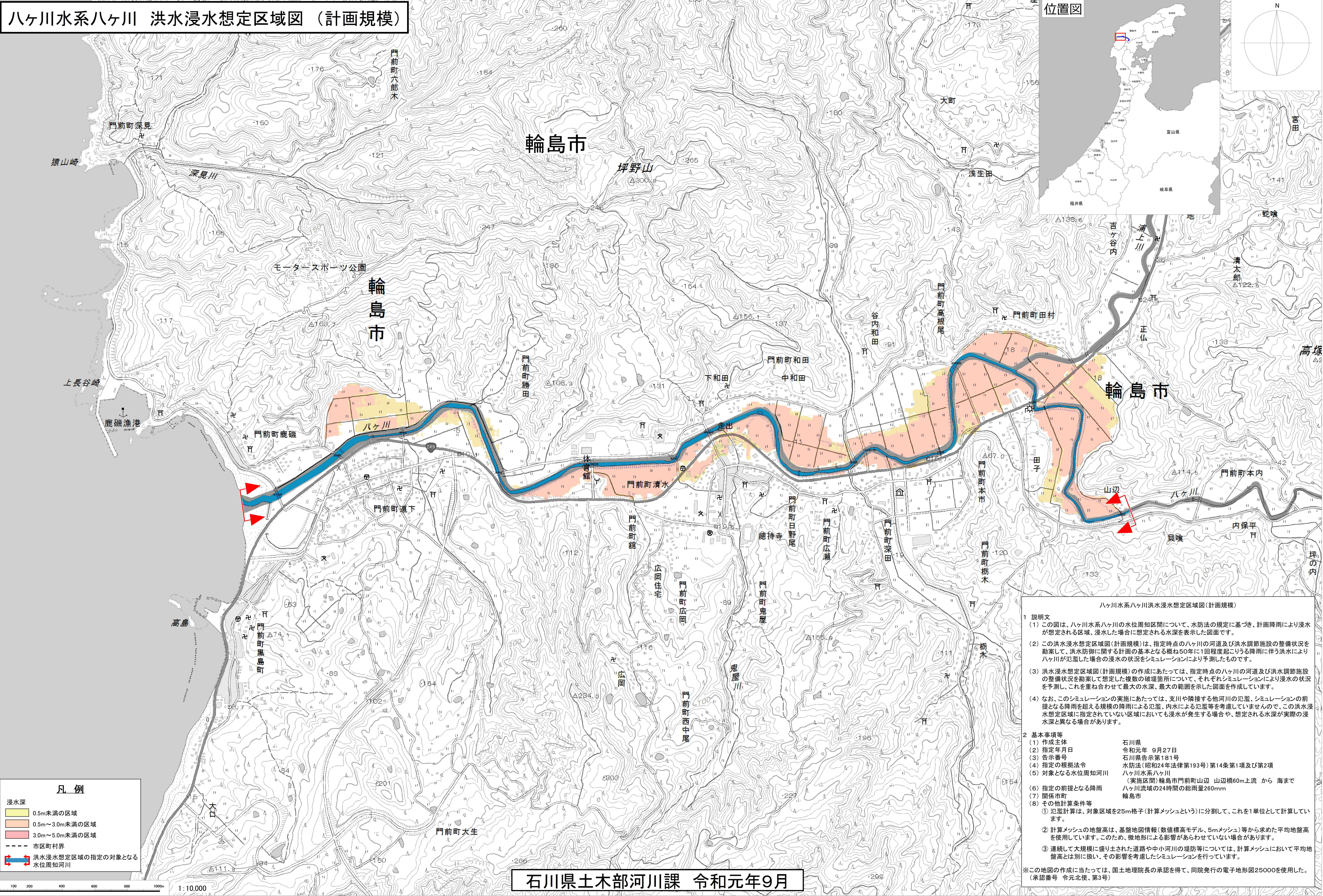
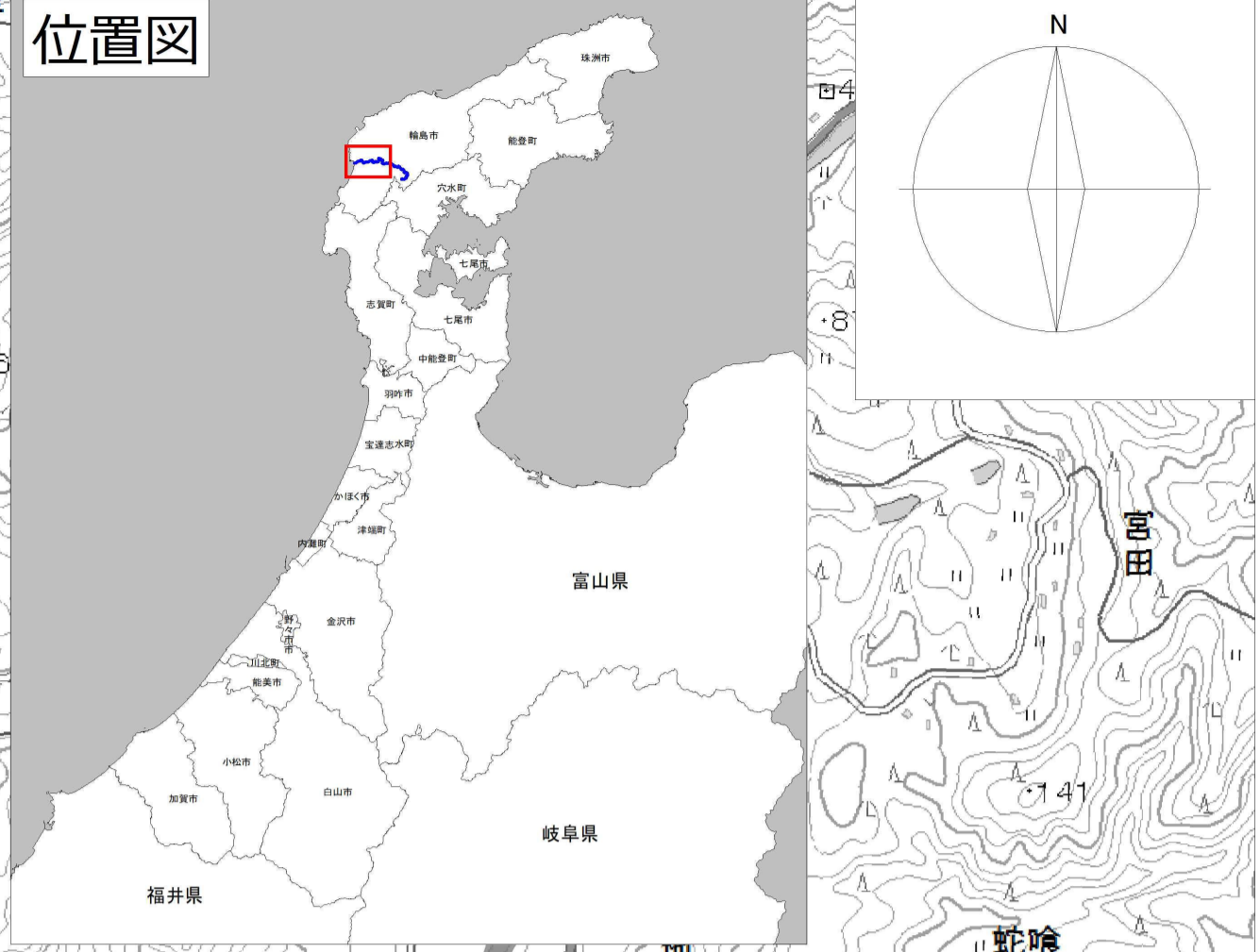


八ヶ川水系八ヶ川 洪水浸水想定区域図 (計画規模)



凡例

| | |
|-----|-------------------------|
| 浸水深 | 0.5m未満の区域 |
| | 0.5m～3.0m未満の区域 |
| | 3.0m～5.0m未満の区域 |
| --- | 市区町村界 |
| → | 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川 |

八ヶ川水系八ヶ川洪水浸水想定区域図(計画規模)

1 説明文

- (1) この図は、八ヶ川水系八ヶ川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき、計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図(計画規模)は、指定時点の八ヶ川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる概ね50年に1回程度起こりうる降雨に伴う洪水により八ヶ川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) 洪水浸水想定区域図(計画規模)の作成にあたっては、指定時点の八ヶ川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して想定した複数の破壊箇所について、それぞれシミュレーションにより浸水の状況を予測し、これを重ね合わせて最大の水深、最大の範囲を示した図面を作成しています。
- (4) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川や隣接する他河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

| | |
|-----------------|--|
| (1) 作成主体 | 石川県 |
| (2) 指定年月日 | 令和元年 9月27日 |
| (3) 告示番号 | 石川県告示第181号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 八ヶ川水系八ヶ川 (実施区間)輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流 から 海まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 八ヶ川流域の24時間の総雨量260mm |
| (7) 関係市町 | 輪島市 |
| (8) その他計算条件等 | |

① 氾濫計算は、対象区域を25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。

② 計算メッシュの地盤高は、基礎地図情報(数値標高モデル、5mメッシュ)等から求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響があらわせない場合があります。

③ 連続して大規模に盛り土された道路や中小河川の堤防等については、計算メッシュにおいて平均地盤高とは別に扱い、その影響を考慮したシミュレーションを行っています。

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を使用した。(承認番号 令元北使、第3号)